

和泉市立図書館 雑誌オーナー 募集要項

令和7年12月1日 改定

1. 雑誌オーナー募集の目的

和泉市立和泉図書館、和泉市立シティプラザ図書館、和泉市立北部リージョンセンター図書室及び和泉市立南部リージョンセンター図書室（以下「市立図書館」という。）で収集保存する雑誌の充実・確保による市民サービスの向上と、市民による市立図書館サポートの仕組みづくりを目的に、雑誌オーナーを募集します。

2. オーナー制度の内容

各オーナー様には、市立図書館指定の雑誌の購入代金をご負担いただきます。

ご購入代金を負担していただいた雑誌は、市立図書館内の雑誌コーナーに設置します。ご希望があれば、雑誌最新号のカバー表面にオーナー名を、裏面と雑誌架には広告を掲示することができます。

3. オーナーの対象

「和泉市立図書館雑誌オーナー制度実施要綱」（以下「要綱」という。）第4条第2項各号に該当する業種又は事業者に係る方は対象としません。なお、広告掲示中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。その際、広告掲示は取り下げとし費用の返金等は一切行いません。

4. 雑誌の選定

オーナー様には、市立図書館が提供する雑誌タイトルの中から、ご提供いただく雑誌タイトルをご選定いただくものとします。また、希望雑誌が重なった場合は、原則先着順とします。

5. 広告規格・表示方法

- (1) ご提供雑誌の最新号カバー表面に市立図書館が作成したオーナー様のお名前を掲示します。表示の大きさは、縦4cm、横15cm以内（説明文を含む）とし、白地に黒の印字となります。貼り付け位置は、カバー表面の下部とします。ただし、個人のオーナー様については、お名前の掲示はいたしません。なお、個人のオーナー様の広告に関しましては、市及び市立図書館のPRのみを了解のもと入れさせていただくことがあります。
- (2) 最新号カバーの裏面および雑誌架にオーナー様が作成した広告を各1枚挿入できます。カバー裏面の広告は、当該雑誌の最新号カバーに収まるサイズとし、雑誌架には同じ広告をA4サイズで常設するものとします。片面印刷のものをご用意ください。
- (3) 広告の掲示は、原則として契約期間内に納入されたもので、次号が出版されるまでの間とします。ただし、隔月刊、季刊の雑誌については、市立図書館での最新号として扱いが受入後1か月間となるため、最新号カバー裏面の掲示期間は最新号として扱う期間のみとなり、年間換算で隔月刊が6か月間、季刊が4か月間となります。
- (4) 2か月に一度、広告の内容を変更することができます。
- (5) 雑誌本体（裏表紙）には企業・団体オーナー名の表示を市立図書館が作成し添付いたします。
- (6) 雑誌の設置場所は市立図書館で決定します。

6. 広告の内容及び掲示しない広告の基準

広告の内容は、市立図書館の公共性を損なうおそれがないものとし、掲示する場合には、オーナー様と市立図書館が協議するものとします。次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲示しません。

- (1) 選挙、政党及び政治団体等政治活動に関連する広告
- (2) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (3) 社会問題や係争中の事案に係る声明広告
- (4) 国内世論が大きく分かれている事項に関する広告
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥する広告
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とする広告
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安を与える恐れのある広告
- (8) 広告媒体の紙面、画面構成又は主要な使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められる広告
- (9) 市が推奨しているかのような誤解を与える広告
- (10) 人材募集や学習塾・各種レッスン教室等の生徒募集広告
- (11) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告
- (12) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現を用いた広告
- (13) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた広告
- (14) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させる広告
- (15) ギャンブルを肯定する広告
- (16) 青少年の人体・精神・教育に有害と認められる広告
- (17) 消費者保護の観点から適切でない広告
- (18) 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示又は誤解を招く恐れのある表現を用いた広告
- (19) 投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた広告
- (20) マルチ商法、催眠商法等、悪質商法と認められる事業に関する広告
- (21) 法律の定めのない医療類似行為の広告
- (22) 法令で認められていない業種・商品の広告
- (23) 前各号に掲げるものの他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると館(室)長が認めるもの

7. 広告料の額

雑誌購入代金をもって広告料とします。

8. お申込み

隨時申し込みを受付します。(ただし、契約期間はオーナー決定月から当該年度末まで。)

9. オーナー及び広告内容の審査

お申し込みいただいた際には、広告の内容を含め、別に定める要綱に照らし、審査を行います。

10.お申込み方法

雑誌オーナー申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、申込んでください。申込書は押印(法人・団体の場合は代表印)し、下記の書類を添付して直接ご持参いただくか、ご郵送ください。

なお、同じ雑誌に申込みが重複した場合は、原則先着順といたします。

○申込書に添付いただく書類

- (1) 広告原本
- (2) 法人・団体の場合は、会社概要等、業種等が判別できる資料
又、個人で広告掲示を希望の場合、広告内容の確認ができる資料

11.決定通知等

オーナー様を決定した際は、決定通知書(様式第2号)をお送りした後、速やかに覚書(様式第3号)を締結します。また、落選の際も文書にてご通知させていただきます。

同じタイトルの雑誌を次年度も継続された場合は、決定通知書(様式第2号)は送付いたしません。覚書の締結のみとなります。

12.代金のお支払い方法等

代金のお支払い等については、次のようにさせていただきます。

- (1) ご提供いただく雑誌代金のお支払いは、市立図書館が指定する口座にお振込みください。
- (2) お支払いはオーナー期間の全額をまとめて、一括先払いとします。ご提供いただく雑誌が休刊または廃刊により購入不能となった場合を除き、価格変動による追加徴収や返金については行いません。
- (3) お振込の場合の振込手数料は、オーナー様がご負担ください。
- (4) ご提供いただく雑誌が休刊または廃刊により購入不能となった際は、市立図書館と協議の上、別の雑誌をご提供いただきます。その場合は、新しくご提供いただく雑誌の購入代金をご負担いただき、休廃刊となった雑誌の購入代金残額との差額を精算いたします。
- (5) 期間内にご提供いただく雑誌の刊行頻度が減少となった際は、雑誌の購入代金残額との差額を精算いたします。

【 お申込み／お問い合わせ先 】

1. TRC和泉図書館 指定管理者 株式会社図書館流通センター

〒594-0071 大阪府和泉市府中町一丁目 20 番 1 号 フチュール和泉 3 階

電話 0725-44-3071

ファックス 0725-44-3072

e-mail trc.izumi☆kna.biglobe.ne.jp

2. TRCシティプラザ図書館 指定管理者 株式会社図書館流通センター

〒594-0041 大阪府和泉市いぶき野五丁目 4 番 7 号 和泉シティプラザ地下 1 階

電話 0725-57-6670

ファックス 0725-57-6671

e-mail trc.izumi-plaza☆knh.biglobe.ne.jp

3. TRC北部リージョンセンター図書室 指定管理者 株式会社図書館流通センター

〒594-0071 大阪府和泉市太町 552 番地 和泉市北部リージョンセンター内

電話 0725-90-7512

ファックス 0725-90-7513

e-mail trc.izumi-hokubu☆kzd.biglobe.ne.jp

4. TRC南部リージョンセンター図書室 指定管理者 株式会社図書館流通センター

〒594-1136 大阪府和泉市仏並町 398 番地の 1 和泉市南部リージョンセンター内

電話 0725-92-3811

ファックス 0725-92-3822

e-mail trc.izumi-nanbu☆kbd.biglobe.ne.jp

(メール送信時は上記アドレスの☆を@に打ち替えて送信してください)